(財)日本ユニセフ協会岩手県支部 2010年度

第1回理事会·評議員会

議案書

- 日 時 2010年7月12日(月)13:30~15:00
- 会 場 プラザおでって 3F 大会議室

盛岡市中ノ橋通一丁目1-10 TEL019-604-3300

(財)日本ユニセフ協会岩手県支部

プログラム

- 1. 日 時 7月12日(月) 13:30~15:00
- 2. 会場 プラザおでって 3F 大会議室
- 3. 次 第 開 会

あいさつ

議長選出

議事録署名人の選出

書記任命

議案の提案

第1号議案 2009年度事業報告・決算報告・監査報告の件

第2号議案 2010年度事業計画・収支予算(案)の件

第3号議案 岩手県支部役員に関する件

第4号議案 (財)日本ユニセフ協会の公益財団法人化に伴う岩

手県支部の今後に関する件

議長解任

閉会

特別報告 「ユニセフブータンスタディーツアー」 6月27日~7月4日 岩手県支部常務理事 梅沢 明美さん (いわて生協常務理事)

第1号議案 2009年度事業報告・決算報告・監査報告の件

はじめに

2009年は、国際連合児童基金(ユニセフ)と日本の協力関係が始まって60周年に当たるとともに、子どもの権利条約に関する条約採択20周年です。ユニセフは1949年戦後の日本の子どもたちへ粉ミルクや衣類用の原綿、薬などの支援を開始し、ユニセフの支援は1949年から1964年(東京オリンピックの年)まで15年間、当時のお金で65億円にもなりました。その後、戦後復興と経済成長した日本は、転じてユニセフを支援する国となりました。

2009年度は、フィリピン台風、サモア地震、スマトラ沖地震、ハイチ大地震で被災した子どもたちを守るための緊急支援の募金を呼びかけました。

また、世界の5歳未満児の死亡は年間920万人から880万人と減少しましたが、世界の子どもたちの状況は依然として厳しい状況です。

岩手県支部は、「地球のステージ ありがとうの物語」映画上映やユニセフ写真パネル展を開催し、開発途上国の子どもたちの状況やユニセフの支援活動を知る機会となりました。

ワンワールドフェスタ i nいわてなど他団体との提携、学校・地域のユニセフ講座の開催など、2009年度もハンド・イン・ハンド、学校募金に多くの子どもたちがユニセフ活動に取り組みました。また、個人・団体からご支援をいただき、ユニセフ募金総額は1,288万円となりました。

1. 岩手県支部の運営

- (1) 第1回理事会・評議員会7月10日、第2回理事会2010年2月24日に開催しました。
- (2) 経費は、日本ユニセフ協会支部規約及び同支部運営細則に基づく、運営助成金691, 500円、地域普及助成金1,549,670円、カード助成金97,698円(予算2,339,198円)でまかないました。

(財)岩手県国際交流協会の国際協力·多文化共生活動の支援助成金として「地球のステージありがとうの物語」映画上映に100,000円の交付金を受けました。

- (3) 事務局とボランティア延べ50名の協力で活動を行い、日本ユニセフ協会の会議・ 研修会にも参加しました。
- ① 県支部の日常的な運営や企画の具体化を話し合う運営会議(構成:専務理事・常務理事・ボランティア)を5回開催し、活動を円滑にすすめてきました。また花巻友の会は、毎月例会を開き、運営や活動の交流を深めました。
- ② いわて生協ユニセフ委員会は、ユニセフすごろくに続いて紙芝居を作成、学校や地域

のユニセフ出前講座、募金活動に岩手県支部ボランティアスタッフとして一緒に活動 してきました。

③ 諸会議・研修への参加

5月14~15日 日本ユニセフ協会地域組織事務局長会議(東京:ユニセフハウス) 事務局長 藤原綾子

9月10~11日 日本ユニセフ協会地域組織学習講師研修会(東京:ユニセフハウス) 専務理事高橋セキ子・鈴木通子

2月10日 日本ユニセフ協会地域組織会議(東京:ユニセフハウス)

専務理事高橋セキ子・藤原綾子

2月21日 日本ユニセフ協会北海道・東北エリア会議(仙台:コープ榴ヶ岡) 専務理事高橋セキ子・藤原綾子

2. 募金活動と会員拡大に取り組みました。

(1) 2009年度岩手県支部に寄せられた募金額は、1,288万2,220円(年度目標1,000万円)となりました。

フィリピン・サモア・スマトラ沖地震の緊急募金6件1,316,864円、ハイチ 地震緊急募金65件3,324,713円となりました。

(2) 一般募金と緊急募金

- ① 学校では、総合的な学習の時間に、ユニセフに取り組み「世界の子どもたちを知り、 自分たちにできることを見つけよう」と資料・ビデオ学習し、ユニセフ募金に取り組 みました。
- ② 花巻友の会は、3回シリーズでユニセフ講座を開催し、はなまきUCのメンバー (中·高校生)の参加、「地球のステージ ありがとうの物語」映画上映、ユニセフ バザー、ハンド・イン・ハンド募金の呼びかけをしました。
- ③ いわて生協は、お店に募金箱を設置、共同購入での取り組み、ハンド・イン・ハンド 募金、お年玉募金、書き損じ・未使用ハガキなどの取り組みのほか、カレンダー募金 にも取り組んでいます。サモア地震・スマトラ沖地震、ハイチ地震緊急募金は、いわて生協各店舗に緊急募金箱を設置し取り組みました。

岩手県学校生協で「スペシャルフェアーオークション」、盛岡大学生協学生委員会、 みやこ映画生協、盛岡医療生協でユニセフ活動に取り組みました。県内生協ではユニ セフ募金箱の設置をし、日常的な募金活動に取り組んでいます。

④ 募金贈呈式は、学校10校・7団体でした。 上田小学校、滝沢小学校、滝沢中学校、生出小学校、玉山小学校、星山小学校、矢沢 小学校、花巻北高校、桜台小学校、盛岡大学生協学生委員会、盛岡レオクラブ、セリ オホール緑ヶ丘、いわて生協、岩手県学校生協、はなまきUC(ユナイテット チル ドレン)、立正佼成会花巻教会青年部、ゆかわ脳外科

岩手県学校生協 学校募金贈呈 5校

⑤ ユニセフハンド・イン・ハンド(全国一斉街頭募金活動)

街頭募金活動は、12月6日花巻友の会、12月13日いわて生協・岩手県学校生協・盛岡大学生協・岩手県支部が盛岡市内で実施しました。 県内では、647人(子ども523人)・22カ所で実施され、子どもたちの参加が多く募金額は707,233円となりました。

- ⑥ ユニセフ募金箱の設置(21団体) 募金箱設置のご協力店・ホテルは、年1回募金回収し、日本ユニセフ協会に送金しま した。
- (3) 岩手県国際交流協会2009ワンワールドフェスタ i nいわて

10月17日(土)10:00~17:00 アイーナ 「世界はともだち オン・ステージ」でユニセフクイズを滝沢英語サロンの子どもた ちと一緒に開催。岩手県支部活動紹介パネル展示、カード&グッツの頒布などにご協力をいただきました。

(4) ユニセフ会員

2010年3月末の会員

団体会員2件・一般会員201人・学生会員2人合計205人と(年間会員目標250人)盛岡·花巻中心の会員を全県に広めていくことが課題です。

3. 広報活動・開発教育に取り組みました。

- (1) 広報活動
- ①「ユニセフ視聴覚教材」の貸出しと日本ユニセフ協会発行の資料を有効活用しました。 学校での総合的な学習の時間や文化祭などで多く活用されました。
- ② 視聴覚教材の貸出しや資料送付、水がめ・地雷・蚊帳の貸出した学校・団体は25件です。
- ③ いわて生協ユニセフ委員会が作成したユニセフすごろくは、楽しみながらユニセフと 世界の子どもたちについて学ぶことができ、学校やイベントで好評でした。
- ④ 岩手県支部ニュース、花巻友の会ニュースを年3回発行しました。

(2) 開発活動

- ① 岩手県支部・花巻友の会への訪問は1校・5団体、ユニセフ出前講座は5校・5団体が世界の子どもたちとユニセフの活動を学びました。
- ② 日本ユニセフ協会の展示場「ユニセフハウス」を見学した中学校は、27校203人でした。

4. ユニセフ写真パネル展に取り組みました。

(1) ユニセフ写真パネル展「アグネス・チャン日本ユニセフ大使の中国大地震視察記録」

2009年7月16~25日 盛岡市、花巻市 入場者延べ300名 2008年5月の大惨事と子どもたちの深刻な様子を伝え、学校再開などユニセフの支援の様子を伝える写真パネルに、一日も早い復興と元気な子どもたちに育ってほしいなどの声が寄せられました。

5. 「地球のステージ ありがとうの物語」映画上映

9月22日盛岡市、9月27日花巻市で上映、入場者300名 医師桑山紀彦さんが世界で起きている紛争・貧困地域の「子どもたちの状況」を映像と 音楽で伝え参加者に大きな感動を与えました。その後県立大学、妙円寺で上映されま した。

6. 第9回いわてユニセフのつどい

2010年3月22日(月・祝)プラザおでって3Fホール

一年間のユニセフ活動交流、映画「子供の情景」上映

映画「子供の情景」は、アフガニスタンバーミャンの6歳の少女の冒険を通して戦争が子どもたちに与えた影響と子どもの学ぶ力のたくましさに感動させられました。

7. ユニセフカード・グッツの頒布

カード・グッツの取り扱いは、688,350円(前年比114.7%)となり、学校・地域・団体のイベントでご案内し、ユニセフを知っていただく機会ともなりました。代金の50%はユニセフ募金となっています。

8. 他団体との提携

7月31日 岩手県学校生協スペシャルフェアー

8月23日 いわて生協 福祉まつり

10月17日 ワンワールドフェスタ i n いわて 岩手県国際交流協会

11月29日 アグネス・チャン日本ユニセフ協会大使講演会 岩手県難病連

2009年度 岩手県支部活動日誌

4月11日 いわて生協ユニセフ委員会 4月12日 花巻友の会 総会 5月13日 いわて生協ユニセフ委員会 5月14日~15日 全国地域組織事務局長会議 5月22日 2008年度会計監査 5月23日 第1回花巻ユニセフ講座 5月24日 はなまきUC募金贈呈 6月 8日 立正佼成会花巻教会青年部募金贈呈 6月12日 いわて生協ユニセフ委員会 6月20日 第2回花巻ユニセフ講座 6月24日 第1回運営会議 6月24日 盛岡ユネスコ協会創立60周年記念式典 7月 8日 いわて生協ユニセフ委員会 7月 9日 一関市立一関東中学校出前講座 7月 9日 滝沢村立滝沢南中学校出前講座 7月10日 第1回理事会·評議員会 7月11日 第3回花巻ユニセフ講座 7月16日~25日ユニセフ写真パネル展「アグネス・チャン日本ユニセフ大使中国大地震 視察記録」 花巻市妙円寺 盛岡市アイーナ 8月 4日 いわて生協ユニセフ委員会 8月23日 いわて生協福祉まつり 8月25日 ワンワールドフェスタ実行委員会 9月 2日 盛岡市立上田小学校 出前講座 9月 3日 花巻市立矢沢小学校募金贈呈式 9月 4日 いわて生協ユニセフ委員会 10月2日 第2回運営会議 10月6日 ゆかわ脳外科募金贈呈 10月7日 滝沢村立滝沢小学校募金贈呈 10月17日 ワンワールドフェスタinいわて 10月18日 岩手県国際交流協会20周年式典・講演会 10月18日 立正佼成会盛岡教会50周年式典 10月27日 花巻市立桜台小学校募金贈呈 11月 1日 ユニセフバザー 花巻友の会 11月11日 金ケ崎町立永岡小学校出前講座 11月16日 県立大学社会福祉学部出前講座 11月19日 いわて生協サモア・スマトラ沖地震緊急募金贈呈 11月19日 いわて生協ユニセフ委員会

11月28日 岩手県難病連10周年記念「アグネス・チャン大使講演会」

11月27日 岩手大学教育学部附属中学校来訪

12月 6日 ハンド・イン・ハンド街頭募金活動 花巻市 12月13日 ハンド・イン・ハンド街頭募金活動 盛岡市

12月 2日 盛岡市立玉山小学校募金贈呈 12月 2日 盛岡市立玉山中学校出前講座

- 12月18日 第3回運営会議・いわて生協ユニセフ委員会
- 12月21日 盛岡市立生出小学校募金贈呈
 - 1月18日 第4回運営会議・いわて生協ユニセフ委員会
 - 1月18日 盛岡大学生協学生委員会募金贈呈
 - 1月23日 盛岡レオクラブ募金贈呈
 - 1月26日 ハイチ地震緊急募金活動 ベルフ牧野林
 - 2月 2日 いわて生協ユニセフ委員会
 - 2月10日 (財)日本ユニセフ協会全国地域組織会議
 - 2月12日 滝沢村立滝沢中学校ハイチ緊急募金贈呈
 - 2月16日 紫波町立星山小学校募金贈呈
 - 2月21日 (財)日本ユニセフ協会北海道東北エリア会議
 - 2月23日 大船渡市立吉浜中学校出前講座第
 - 2月24日 第2回理事会
 - 2月26日 岩手県国際交流協会関係団体連絡会議
 - 3月 2日 第5回運営会議
 - 3月 6日 JICAワークショップ・ブルキナファソ
 - 3月22日 第9回いわてユニセフのつどい

岩手県支部収支決算報告(2010.3.31)

1. 収入の部

- (1) 運営助成金・地域普及助成金は、日本ユニセフ協会の助成金として2,338,86 8円、岩手県国際交流協会助成金100,000円(予算比104.3% 年間予算 2,339,198円)です。
- (2) カード助成金は、カード・グッツ販売額の15%、97,698円(予算比100.0%)です。

2. 支出の部

(1) 事業費

- ① 催事費は予算比115.5%の執行です。ユニセフ写真パネル展、映画上映「地球のステージ ありがとうの物語」などです。
- ② 資料制作費は予算比103.1%の執行となっており、岩手県支部ニュース、花巻友の会ニュース発行、活動集の作成費です。
- ③ 旅費交通費は104.6%の執行で、学習講師研修会、ユニセフ出前講座、募金贈呈などの交通費です。
- ④ 通信運搬費は会員へのお知らせや、学校・団体への視聴覚教材・資料等の送付にともなら郵便代・宅急便代・切手代、電話代などです。予算比99.5%の執行です。
- ⑤ 消耗品費は、啓発活動にかかわる封筒・文具等の購入によるものです。
- ⑥ ボランティア費は、ボランティアの募金活動・カード・グッツの頒布を行う際にかかる交通費・ガソリン代などです。

(2) 運営費

- ① 会議費は、理事会・評議員会・運営会議の開催にともなう会場費などです。
- ② 通信運搬費は、理事会・評議員会の開催にともなう切手代などです。
- ③ 消耗品費は、封筒・文具等の購入によるものです。
- ④ 印刷製本費は、理事会・評議員会・議案書作成によるものです。

【貸借対照表】

2010年3月31日現在

| 【具旧門派纸】 | | 201043 | 771011126 |
|-------------|--------|--|-----------|
| 科目 | | 金額 | |
| I. 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | | | |
| 現金預金 | | | |
| 県支部 現金 | 63,933 | | |
| 県支部普通預金 | 12,530 | | |
| 県支部現金預金計 | | 76,463 | |
| 花巻友の会 現金 | | | |
| 花巻友の会現金預金計 | | 1,866 | |
| 流通資産計 | | | 78,329 |
| 2 固定資産 | | | |
| | 0 | | |
| 固定資産計 | ľ | 0 | |
| 資産計 | | , and the second | 78,329 |
| Ⅱ. 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | | | |
| | | | |
| 皿. 正味財産の部 | | | |
| 正味財産 | | | 78,329 |
| 負債及び正味財産の合計 | | | 78,329 |

日本ユニセフ協会岩手県支部 2009年度収支決算書 収入の部

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 2009年度予算 | 2009年度実績 | 予算比% | 実績 | 内訳 | 備考 |
|--------|----------|-----------|-------------|-----------|--------|-----------|---------|----------------------|
| 助成金収入 | | | 2,339,198 | 2,438,868 | 104.3% | 県支部 | 花巻 | |
| | 運営助成金 | | 691, 500 | 691,500 | 100.0% | 591,500 | 100,000 | 前年1月~12月当該県の納入会費の50% |
| | 地域普及助成金 | | 1, 550, 000 | 1,549,670 | 100.0% | 1,424,670 | 125,000 | 地域普及助成金実施要項に基づく |
| | カード助成金 | | 97, 698 | 97,698 | 100.0% | 97,698 | 0 | カード取扱目標額の15%(前年度分含) |
| その他の助成 | 岩手県国際交流は | 協会 | 0 | 100,000 | | 100,000 | 0 | |
| 雑収入 | | | 0 | 240 | | 208 | 32 | 預金利息など |
| 募金受入金 | | | 0 | 0 | | 0 | 0 | 予算化しません。 |
| カード受入さ | 金 | | 600,000 | 688,350 | 114.7% | 0 | 0 | カード取扱目標額 |
| 前期繰越金 | È | | 75, 709 | 75,709 | 100.0% | 65,336 | 10,373 | |
| 合 | 計 | | 3,014,907 | 3,203,167 | 106.2% | 2,279,412 | 235,405 | |

支出の部

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 2009年度予算 | 2009年度実績 | 予算比 | 県支部 | 花巻 | 備考 |
|---------|---------------------|----------|-----------|-----------|--------|-----------|--------|----------------------|
| 事業費 | | | | 1,799,287 | | | | mIM · W |
| 1 -1132 | 啓発・募金活動費 | | 1,690,000 | 1,789,549 | | | , | |
| | | 催事費 | 600, 000 | 692,817 | | 561,551 | | 催事実施費用、他団体との交流、募金活動 |
| | | 資料制作費 | 230, 000 | 237,020 | 103.1% | 221,520 | | 機関誌・募金報告書ほか資料作成費 |
| | | 旅費交通費 | 160, 000 | 167,354 | 104.6% | 149,154 | 18,200 | 啓発・募金活動にかかる旅費と交通費 |
| | | 通信運搬費 | 230, 000 | 228,805 | 99.5% | 215,595 | 13,210 | 事業に伴う郵送代・宅配代・切手代・電話化 |
| | | 消耗品費 | 30, 000 | 17,563 | 58.5% | 3,500 | 14,063 | 啓発・募金活動にかかる文房具代 |
| | | ボランティア費 | 20, 000 | 23,740 | 118.7% | 23,740 | 0 | ボランティア交通費・保険など |
| | | アルバイト費 | 50, 000 | 53,250 | 106.5% | 53,250 | 0 | 臨時または定期的なアルバイト手当 |
| | | 光熱水費 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 電気代・ガス代・水道代 |
| | | 事務所借料 | 0 | 0 | | 0 | 0 | |
| | | | 0 | 0 | | 0 | 0 | |
| | | 事務局スタッフ費 | 360, 000 | 360,000 | 100.0% | 360,000 | 0 | 専従スタッフの手当 |
| | | 雑費 | 10, 000 | 9,000 | 90.0% | 7,000 | 2,000 | 啓発・募金活動にかかるその他経費 |
| | 特別事業費 | | | 0 | | 0 | 0 | 周年事業に関わる経費 |
| | カード事業費 | | 20,000 | 9,738 | 48.7% | 9,738 | 0 | |
| | | 広報費 | 5,000 | 6,390 | 127.8% | 6,390 | 0 | カード広報の費用、案内状等印刷代含む |
| | | 消耗品費 | 5,000 | 420 | 8.4% | 420 | 0 | カードにかかる文房具代 |
| | | 旅費交通費 | 5,000 | 2,350 | 47.0% | 2,350 | 0 | カードにかかる旅費と交通費 |
| | | 通信運搬費 | 5,000 | 578 | 11.6% | 578 | 0 | カードにかかる通信費 |
| | | 雑費 | 0 | 0 | | 0 | 0 | カードにかかるその他経費 |
| 運営費 | | | 640,000 | 637,201 | 99.6% | 597,901 | 39,300 | |
| | 会議費 | | 60, 000 | 65,356 | 108.9% | 53,106 | 12,250 | 打合せ、お茶代 |
| | 通信運搬費 | | 80, 000 | 73,075 | 91.3% | 47,685 | 25,390 | 日常業務に関わる郵便代・HP |
| | 消耗品費 | | 30, 000 | 28,700 | 95.7% | 28,700 | | 文房具 |
| | 図書資料費 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | 新聞購入 |
| | 印刷製本費 | | 70, 000 | 71,170 | 101.7% | 69,510 | 1,660 | 議案書·日常書類作成 |
| | 水熱光費 | | 0 | 0 | | 0 | | 電気代・ガス代・水道代 |
| | 賃貸料 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | |
| | | 事務所借料 | 0 | 0 | | 0 | 0 | |
| | | OA機器リース料 | 0 | 0 | | 0 | 0 | |
| | 備品購入費 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | |
| | 交通費 | | 150, 000 | 150,480 | 100.3% | 150,480 | 0 | 事務交通費 |
| | 事務局スタッフ費 | | 240, 000 | 240,000 | 100.0% | 240,000 | 0 | 専従スタッフの手当 |
| | 雑費 | | 10, 000 | 8,420 | 84.2% | · | | 日常業務に関わるその他経費 |
| 募金払出: | | | 0 | 0 | | 0 | | 予算化しません。 |
| カード払出 | | | 600,000 | 688,350 | 114.7% | 0 | | 県支部が取り扱った額の協会への送金 |
| 次期繰越 | | | 64,907 | 78,329 | | 76,463 | 1,866 | |
| | … } 計 | | · · | 3,203,167 | | 2,279,412 | , | |

監査報告書

(財)日本ユニセフ協会岩手県支部 会 長 村田 源一朗 様

私たち監事は、2009年4月1日から2010年3月31日までの業務執行状況ならびに決算について監査を行いましたので報告いたします。

- 1.日 時 2010年4月28日(水)11:00~12:00
- 2. 会 場 秋山会計事務所
- 3.対 象 2009年4月1日~2010年3月31日 業務執行状況ならびに財務諸表監査
- 4.立 会 人 専務理事 高橋セキ子 事務局長 藤原綾子 岩手県生協連 細川しのぶ
- 5. 監査報告 2009年度期末決算書につき、監査しましたところ適正に処理されておりましたので報告いたします。

2010年4月28日

監事秋山信息

第2号議案 2010年度事業計画・収支予算(案)の件

(財)日本ユニセフ協会は、2008年12月1日に施行された新公益法人法の下、「公益財団法人」化をめざし必要な定款策定等の準備をすすめ、6月17日内閣府に申請しました。 それに伴い全国の地域組織の在り方についての検討がされてきました。

新組織に移行後の岩手県支部が、地域の特性を生かしたより豊かなユニセフ活動が推進できるよう準備をすすめていきます。

2011年、岩手県支部は設立10周年を迎えます。世界の子どもたちの命と健康を守る ユニセフ活動への理解を一層広めるための取り組みをすすめます。

1. 募金活動と会員の拡大に取り組みます。

- (1) 一般募金の理解を広げ募金に取り組みます。
- ① 広く県民・団体・企業にユニセフ活動を普及し、募金協力を広げます。
 - ・各生協での、ユニセフファミリー募金・お年玉募金・指定募金の支援をします。
 - ・この間、ユニセフ募金に取り組んでいただいている企業・団体に、県支部の資料等 を提供し、引き続き取り組みを呼びかけます。
- ② 学校募金活動を広げます。
 - ・学校への資料提供、ユニセフ出前講座などの支援をします。
 - ・ユニセフハンド・イン・ハンド(全国一斉街頭募金 岩手県支部花巻12/5、盛 岡12/12)などで募金活動を呼びかけます。
 - ・ユニセフ・キャラバン・キャンペーン 10月14日~15日
- ③ 外国コイン募金・古切手・書き損じハガキに取り組みます。
- (2) 日本ユニセフ協会からの呼びかけによる「緊急募金」に取り組みます。 ハイチ地震緊急・復興支援募金に取り組みます。
- (3) 他団体との提携
- (4) 県内に友の会の組織作り
- (5) ユニセフ募金箱設置協力を呼びかけます。
- (6) ユニセフ会員として、ユニセフ活動を支援する会員拡大は、役員団体をはじめ会員ひ とりが一人を増やす取り組みで250人を超える会員になるよう取り組みます。募金 額は1,000万円をめざします。

2. 広報活動・開発教育に取り組みます。

- (1) 広報活動
- ① ユニセフ視聴覚教材(ビデオ・パネル)、水がめ・地雷レプリカ・教育キット・ワク

チンボックス・蚊帳の貸出しを行います。

- ② 日本ユニセフ協会発行の資料を有効活用します。
- ③ ユニセフ写真展・講演会等を通して、世界の子どもたちの現状を伝える場の提供に努めます。
- ④ ユニセフチャリティーコンサートの開催
- ⑤ 岩手県支部ニュース・花巻友の会ニュースを年3回発行します。
- ⑥ 岩手県支部ホームページのメンテナンス

(2) 開発活動

- ① 学校や団体の要請に応え、「ユニセフと地球のともだち」を気軽に学習できる出前講座を実施します。
- ② ユニセフ講座の開催
- ③ ボランティア活動をすすめるために、研修会や交流会に参加します。
- ④ 留学生や若者の運営参加と場づくりに積極的に取り組みます。

3. ユニセフ写真パネル展 「気候変動と子どもたち」

<アグネス・チャン大使が見たブルキナファソ> 7月15日~7月25日 花巻市・盛岡市

4. ユニセフカード・グッツの普及に取り組みます。

- (1) 他団体との提携で、年賀状など「ユニセフカード」の使用を呼びかけます。
- (2) 各イベント会場で、ユニセフカード&グッツの普及。

5. 第10回「いわてユニセフのつどい」の開催

- (1)目的 岩手県内の学校や職場・地域での活動を交流し、一年間の募金総額の報告とユニセフ活動への理解を深めます。
- (2)日 時 2011年3月 盛岡市

6. 他団体とのイベントに積極的に参加します。

(1) 岩手県国際交流協会 ワンワールドフェスタ 11月28日(日)

7. 岩手県支部の運営

- (1) 会長との打ち合わせや、運営会議を必要に応じて開催します。
- (2) ボランティアスタッフの定例会議の開催。

日本ユニセフ協会岩手県支部 2010年度収支予算書(案) 収入の部

至2010.4.1~2011.3.31迄(単位:円)

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 2010年度予算 | 2009年度実績 | 前年比% | 内容 |
|-------|---------|-----------|-------------|-------------|---------|----------------------|
| 助成金収入 | | | 2, 329, 752 | 2, 438, 868 | 95. 5% | |
| | 運営助成金 | | 676, 500 | 691, 500 | 97. 8% | 前年1月~12月当該県の納入会費の50% |
| | 地域普及助成金 | | 1, 550, 000 | 1, 549, 670 | 100.0% | 地域普及助成金実施要項に基づく |
| | カード助成金 | | 103, 252 | 97, 698 | 105. 7% | カード取扱目標額の15%(前年度分含) |
| | その他の助成金 | 岩手県国際交流協会 | 0 | 100, 000 | 0.0% | |
| 雑収入 | | | 0 | 240 | 0.0% | 預金利息など |
| 募金受入金 | | | 0 | 0 | | 予算化しません。 |
| カード受入 | 金 | | 800, 000 | 688, 350 | 116. 2% | カード取扱目標額 |
| 前期繰越金 | È | | 78, 329 | 75, 709 | 103. 5% | |
| 合 | 計 | | 3, 208, 081 | 3, 203, 167 | 100. 2% | |

支出の部

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 2010年度予算 | 2009年度実績 | 前年比% | 備考 |
|---------------|---------------|----------|-------------|-------------|-----------------|----------------------|
| 事業費 | | | 1, 750, 000 | 1, 799, 287 | 97. 3% | |
| | 啓発・募金活動費 | | 1, 730, 000 | 1, 789, 549 | 96. 7% | |
| | | 催事費 | 600, 000 | 692, 817 | 86.6% | 催事実施費用、他団体との交流、募金活動 |
| | | 資料制作費 | 230, 000 | 237, 020 | 97.0% | 機関誌・募金報告書ほか資料作成費 |
| | | 旅費交通費 | 170, 000 | 167, 354 | 101.6% | 啓発・募金活動にかかる旅費と交通費 |
| | | 通信運搬費 | 230, 000 | 228, 805 | 100. 5% | 事業に伴う郵送代・宅配代・切手代・電話代 |
| | | 消耗品費 | 30, 000 | 17, 563 | 170. 8% | 啓発・募金活動にかかる文房具 |
| | | ボランティア費 | 30, 000 | 23, 740 | 126. 4 % | ボランティア交通費・保険など |
| | | アルバイト費 | 70, 000 | 53, 250 | 131.5% | 臨時または定期的なアルバイト手当 |
| | | 光熱水費 | 0 | 0 | | 電気代・ガス代・水道代 |
| | | 事務所借料 | 0 | 0 | | |
| | | OA機器リース料 | 0 | 0 | | |
| | | 事務局スタッフ費 | 360, 000 | 360, 000 | 100.0% | 専従スタッフの手当 |
| | | 雑費 | 10, 000 | 9, 000 | 111.1% | 啓発・募金活動にかかるその他経費 |
| | 特別事業費 | | 0 | 0 | | 周年事業に関わる経費 |
| | カード事業費 | | 20, 000 | 9, 738 | 205. 4% | |
| | | 広報費 | 5, 000 | 6, 390 | 78. 2% | カード広報の費用、案内状等印刷代含む |
| | | 消耗品費 | 5, 000 | 420 | | カードにかかる文房具代 |
| | | 旅費交通費 | 5, 000 | 2, 350 | | カードにかかる旅費と交通費 |
| | | 通信運搬費 | 5, 000 | 578 | 865. 1% | カードにかかる通信費 |
| | | 雑費 | 0 | 0 | | カードにかかるその他経費 |
| 運営費 | | | 640, 000 | 637, 201 | 100. 4% | |
| | 会議費 | | 60, 000 | 65, 356 | 91. 8% | 打合せ、お茶代 |
| | 通信運搬費 | | 80, 000 | 73, 075 | 109.5% | 日常業務に関わる郵便代・HP |
| | 消耗品費 | | 30, 000 | 28, 700 | 104. 5% | 文房具 |
| | 図書資料費 | | 0 | 0 | | 新聞購入 |
| | 印刷製本費 | | 70, 000 | 71, 170 | 98. 4% | 議案書・日常書類作成 |
| | 水熱光費 | | 0 | 0 | | 電気代・ガス代・水道代 |
| | 賃貸料 | | 0 | 0 | | |
| | | 事務所借料 | 0 | 0 | | |
| | | OA機器リース料 | o | 0 | | |
| | 備品購入費 | | 0 | 0 | | |
| | 交通費 | | 150, 000 | 150, 480 | 99. 7% | 事務交通費 |
| | 事務局スタッフ費 | | 240, 000 | 240, 000 | | 専従スタッフの手当 |
| | 雑費 | | 10, 000 | 8, 420 | | 慶弔に関わる経費ほか |
| 拿金払出金 | | | 0 | 0 | | 予算化しません。 |
| ,, カ — ド払出 | · !金 | | 800, 000 | 688, 350 | 116. 2% | 県支部が取り扱った額の協会への送金 |
| 欠期繰越金 | | | 18, 081 | 78, 329 | 23. 1% | |
| | <u>-</u> 計 | | 3, 208, 081 | 3, 203, 167 | 100. 2% | |

第3号議案(財)日本ユニセフ協会岩手県支部役員に関する件

任期満了に伴う改選期ですが、県内のユニセフ活動を推進していくために引き続き岩手県 支部の役員としてお願いいたしたく、以下のとおり提案いたします。

2010年7月12日現在(敬称略 50音順)

役 名 名 職 お 前 役 膱 問 達 増 拓 也 岩手県知事 顧 会 長 村 \blacksquare 源—朗 (株) 岩手日報社相談役 副会長 加藤善正 岩手県生活協同組合連合会会長理事 藤 井 克 己 岩手大学学長 専務理事 高 橋 セキ子 元岩手県生活協同組合連合会専務理事 常務理事 安 藤 厚 元岩手県教育委員長 沢明美 いわて生活協同組合常務理事 ◎梅 岩手県学校生活協同組合専務理事 高 橋 克公 林 正文 (財)日本ユニセフ協会花巻友の会会長 郁 子 向井田 盛岡消費者友の会 祐 志 福祉作業所ほのぼのホーム顧問 守 谷 理 岩手県小学校長会会長 事 部 修 志 部 ßoj 正樹 (株)IBC岩手放送代表取締役社長 石 Ш 育 成 (社) 岩手県医師会会長 稲 葉 暉 岩手県町村会会長 川公子 NPO法人岩手県地域婦人団体協議会会長 及 大 堀 勉 岩手医科大学理事長 J۱ 松 敬一 NHK盛岡放送局長 ◎佐 賀 文 行 岩手県中学校長会常任理事 (株) 岩手めんこいテレビ代表取締役社長 佐 藤 滋 樹 Ш 玲 子 (財)日本ユニセフ協会花巻友の会副会長 瀬 谷 藤 裕明 岩手県市長会会長 (株)岩手朝日テレビ代表取締役社長 富 永 健 治 岩手県教職員組合中央執行委員長 豐 ठ 浩 也 沼宮内 淑 子 もりおか女性の会副会長 岩手県立大学名誉教授 増 子 義孝 村 Ш 禎 英 立正佼成会盛岡教会教会長 宮 澤 啓 祐 宮沢賢治記念会理事長・花巻商工会議所会頭 勝洋 (株)テレビ岩手代表取締役社長 矢 後 ◎米 沢慎悦 (社)岩手県PTA連合会会長 監 事 秋 山 信 勝 秋山会計事務所所長 伊 藤慶子 岩手県消費者団体連絡協議会事務局長

評議員 ◎上 田 高 岩手県高等学校教職員組合執行委員長 内 宮 京 子 日本ボーイスカウト岩手連盟事務局長 及 川 サチエ 岩手県退職女性校長会顧問 大 内 豊 盛岡タイムス社社長 ◎小田島 順 造 岩手県私学協会会長 務 日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長 小 野 小野寺 晶 子 国際ソロプチミスト盛岡 加藤国雄 岩手県青年団体協議会会長 川 村 宗 生 (株) 川徳代表取締役社長 ◎桑 島 博 (社)岩手県社会福祉協議会会長 久 慈 浩 介 (社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長 柴 田 和 子 盛岡ゾンタクラブ会長 鈴 木 露 通 岩手県労働組合連合会議長 反 町 久 美 いわて生活協同組合理事 高橋 克彦 作家 千葉 研二 岩手県高等学校長協会会長 千葉 庄悦 岩手県商工会連合会会長 智 田 恵 子 盛岡パイロットクラブ会長 長 沢 寿 一 岩手県農業協同組合中央会会長 平 井 ふみ子 (社)ガールスカウト日本連盟岩手県支部支部長 松田恭一 盛岡ライオンズクラブ会長 村 田 憲 正 (株)エフエム岩手代表取締役社長 八 巻 恒 雄 岩手県市町村教育委員会協議会教育長部会長 (欠員2名)

② 2009年度第2回理事会(2010年2月24日)以降に所属団体の役員変更に伴い新たに就任された役員の方々です。

第4号議案(財)日本ユニセフ協会の公益財団法人化に伴う 岩手県支部のあり方に関する件

(1) これまでの経過について

・ 2006年5月、小泉内閣の一連の構造改革の一環として、財団法人等の適正化 が取り上げられ「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」他関連2法律が 可決成立。

2008年12月1日、新法が施行され、現在の財団法人は、5年以内に一般財団法人又は公益財団法人への移行が必要となった。

- ・ 2009年2月、(財)日本ユニセフ協会第286回理事会で、新法のもとで「公益 財団法人」化を目指すことを決定し、「定款策定委員会」を設置。 2009年5月、全国地域組織事務局長会議でその概略が説明されたが、この時 点ではまだ管轄の内閣府から詳細な指示がなく、基本的に従来の「支部」形態存 続は困難であり支部がどう展望されるかはまったく触れられていない。
- ・ 2009年10月内閣府より、地域組織の在り方としては、①現行ガバナンスを 廃止して協会の一部局として内部組織化するか、②独立した外部団体とし位置づ けた上で、協会と協定を締結し現在と同等の役割を果たしていくようにするか、 何れかの形態しか認められない、との見解が示された。 協会としては、これまでの人的資産を継承し、地域に根ざした活発なユニセフ支 援活動を継続していくためには、後者の組織形態が望ましいとの判断に至った。
- ・ 協会は、協会と支部との関係についての統一見解をまとめ、2010年2月10日全国地域組織説明会を開催。22県支部・友の会から33名が参加し、基本方針の説明と質疑・意見交換が持たれ、今後地域エリアごとに協議し改めて各地域代表者による検討を継続していくことを確認した。
- 2010年2月21日、北海道・東北エリアの検討会(青森欠席)を仙台で開催。
- 2010年2月24日、「公益財団法人化に伴う地域組織体制の検討会」を開催。 各エリアの検討会議で出された事項について検討・協議を重ねた。
- ・ 2010年4月26日、「公益財団法人化に伴う地域組織体制の検討会」を開催。
- ・ 2010年5月20日~21日、地域組織全国事務局長会議 日本ユニセフ協会と岩手県ユニセフ協会(仮称)の協力協定、協力協定細則 岩手県ユニセフ協会(仮称) 規約モデル 会員の定義 最終案の確認

(2)公益財団法人移行に伴う岩手県支部の体制について

- ① 現支部は外部団体として、「協力協定」を結ぶことで(財)日本ユニセフ協会の認定支援組織として位置づけられる。
 - ※協力協定(案)協力協定細則(案)
- ② 名称「岩手県ユニセフ協会」(仮称)法人格を持たない任意団体。岩手県ユニセフ協会(仮称)の規約を制定する。
- ③ 自立した任意団体であることから、ガバナンス機能は存続する。現在の理事会・評議員会は継続することとする。
- ④ 岩手県ユニセフ協会(仮称)の財政は、一定の基準で日本ユニセフ協会から仮払いを受け、年度末に実費清算となる。但し岩手県ユニセフ協会(仮称)としての経理処理は従前どおりとする。
- ⑤ 運営助成金・・・ユニセフ会員は、「支部会員」として扱ってきたが、今後はそのような表現は出来ない。運営助成金としてユニセフ会員の会費50%は、支部の活動資金となっていたが、直近5年間での最高額を以って固定する。 地域普及助成金・・・事業計画に基づき、仮払金として事業終了後、実費精算を行う。カード助成金・・・現行どおりカード等頒布額の15%
- ⑥ 会計年度は「1月1日~12月31日」に変更する。 日本ユニセフ協会の会計年度は、登記した年度に変更となるが、岩手県ユニセフ協会 (仮称)は次年度以降合わせていく。

(3) 今後の予定

- ① 2010年6月17日、日本ユニセフ協会内閣府への申請・・・認可は約5ケ月後 公益財団法人認可後、2週間以内に登記し、新体制に移行。
- ② 岩手県ユニセフ協会(仮称)は、日本ユニセフ協会の登記後、名称の変更を行う。 2010年度第1回理事会で名称変更と日本ユニセフ協会との協力協定(案)、岩手 県ユニセフ協会規約(案)について決議する。
 - 新団体名に伴う手続き(銀行口座・看板・封筒・名刺など)、HPの修正 2011年度岩手県支部設立10周年 イベント等新名称披露

財団法人日本ユニセフ協会

地域組織について

1 はじめに

地域組織は、本協会の支部・友の会と称しながら、各地域の事情に応じて創意工夫して、 ユニセフ活動に取り組んでいました。

当協会は、このような地域組織の実態を踏まえて、地域組織を対等の契約当事者として 処遇することとし、これにより、各地域においてこれまで以上に活発にユニセフ活動に 取り組んでいただければと思います。

2 地域組織体について

- (1) 各地域の事情に即してユニセフ活動に取り組んでいただくというのが目的であり、そのためにどのような組織体が相応しいか、どのような機関を設けるかは、ユニセフとユニセフ協会に対する信頼の維持・強化を念頭に、各地域の沿革や事情等に応じて決定して頂くことで、本協会において制限あるいは干渉しうることではありません。
- (2) 今後地域組織は、団体としての組織を備え(団体というのは、多数決の原理が行われ、 構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法等主要な点が 規則によって確定していること)、定款あるいは規約を設け、その定款において、最 低限以下のことを定めてください。
- ア 団体の執行機関は理事ですが、その理事を選任あるいは解任を決める最高意思決定機 関を社団方式における会員総会あるいは従前の財団方式における評議員会のいずれか を置く必要があります。
- イ 会員総会を最高意思決定機関とする組織体の場合は、会員の入会資格等を定め会員総会の運営に関する定めを設ける必要があります(ここでいう会員とは理事を選任する権限を有する会員総会を構成するメンバーのことであり、いわゆる賛助会員ではありません)。
- (3) なお、参考としてモデル例を配布いたしますが、この規約でなくてはならないというものではありません。

協力協定(最終案)

公益財団法人日本ユニセフ協会(「甲」)と、●●(県)ユニセフ協会(「乙」)とは、甲の 定款 57 条に基づき、以下のとおり、協力協定(「本協定」)を締結します。

第1条(当事者について)

甲は、ユニセフ (国連児童基金) との間の 2000 年 5 月 22 日付「ユニセフとユニセフ国内委員会の協力協定」に基づき、日本国内においてユニセフの活動を行う国内委員会です。

乙は、ユニセフの趣旨に基づき、世界の子どもの生存の権利および発達・保護等の権利を守るため、甲が認めた特定の都道府県全域(「当該地域」)において国際理解の普及を図り、ユニセフへの協力を推進するために組織された組織体です。

第2条(本協定の目的について)

本協定は、●●県における甲と乙間の独占的なパートナーシップを規定するものであり、乙が甲からユニセフの名称等の使用を認められ、ユニセフに協力する個人・団体のネットワークづくりなどを通して、当該地域にユニセフ協力活動を展開すること等により、甲の定款目的を相互に実現するものです。

第3条(乙の活動)

- 1 乙の当該地域は、●●県全域と定めます。但し、必要に応じて他の地域で活動することを 妨げるものではありません。
- 2 乙は、甲の方針に基づき、当該地域において次の活動を行うこととし、その具体的な内容 および範囲については甲が別途定めます。
 - ア ユニセフのための広報・啓発活動
 - イ ユニセフのための募金活動
 - ウ その他、本目的を実現するために必要な活動
- 3 乙は、前項の活動を行うため、当該地域に従たる組織を必要な地に置くことができます。 乙は、従たる組織を置いた場合にはその名称、活動内容等を甲に速やかに報告し、乙の責 任において、従たる組織を管理・運営するものとします。
- 4 乙は、ユニセフの援助対象以外の目的で募金活動を行うことができません。また甲が別途 定める細則に従うものとし、受け付けた募金の全額を所定の報告書を添えて甲に送金する ものとします。ただし、乙は、企業、団体または個人からの寄付金で乙の活動に充てるよ う指定しているものを保留できるものとします。
- 5 乙は、特定の宗教若しくは政治思想に基づく活動または営利を目的とした活動を行っては なりません。また甲がユニセフの目的にそぐわないと判断した活動を行わないものとしま す。
- 6 甲・乙は個人情報を共同利用することに伴い、乙は、「個人情報の保護に関する法律」および甲が定めるガイドラインを遵守するものとします。

第4条 (ユニセフの名称の付与と資料の活用について)

- 1 甲は、乙に対し、前条 2 項に定める活動においてのみ「ユニセフ」の名称・ロゴおよびマークを使用することを認め、乙は、甲が別途定める細則に従いそれらを使用するものとします。
- 2 乙は、前条2項に定める活動においてのみ、ユニセフおよび甲の写真・資料・視聴覚教材 を使用できるものとします。

第5条(財政支出)

甲は、乙に対し、第3条2項の活動に必要な財政支出(第三者に対する保証を含む)を行う ものとし、その具体的な内容については、甲が別途定める細則によります。

第6条 (甲との協力関係)

- 1 乙は、魅力的で持続するユニセフ協力活動を築くために、地域的視点に立った活動をする とともに、甲と十分に情報を交換し協議するなど緊密な協力関係を形成するものとします。
- 2 乙は、ユニセフあるいは甲の利益が第三者によって脅かされる恐れのある事実を知った場合には、直ちにその旨を甲に報告し、ユニセフの名称や利益を守るため、甲と協力して、 必要な措置を採ることとします。
- 3 甲は、乙に対し、ユニセフの事業に関し、必要な情報を提供し、また必要な協力をするも のとします。

第7条(報告及び監査)

- 1 甲は、乙に対し、第3条2項の活動に関してその計画およびその実施状況並びに乙の財務 状況などについて、定期又は随時に、本協会の定める様式による報告を求めることができ ます。
- 2 甲は、乙に対し、業務上または会計上、必要な場合は監査を行うことができ、乙はこれを 受け入れるものとします。
- 3 乙は、規約、役員(事務局長を含む)、事務所等を変更する場合には、甲に事前に報告し、 甲の了解を得るものとします。

第8条(本協定書の終了)

- 1 乙につき以下の事由が生じ、甲が是正勧告しても相当期間内に改善措置がとられない場合、甲は、書面により本協定書を解約することができるものとします。
 - ア 本協定書に定める条項に違反したとき
 - イ 甲の定める要件を満たさなくなったとき
- 2 乙は、終了日の 6 ヶ月前までに書面にて申し入れ、これを甲が承認したときには、本協定 を終了させることができます。
- 3 本協定書の終了により、乙は、本協定書に基づき認められたユニセフの名称・ロゴの使用 を直ちに中止し、また第3条2項の活動を一切できないほか、甲が求める措置に速やかに 応じなければなりません。

第9条(協議事項)

本協定書の定めのない事項あるいは本協定書の条項に疑義がある場合には、本協定書の趣旨に従い、誠意をもって協議するものとします。

本協定書締結の証拠として、両当事者は署名を行い、以下の日付をもって本協定書は正式に発効します。

2 0 1 1 年■■月■■日

署名:

甲 公益財団法人日本ユニセフ協会 会長 赤 松 良 子 乙 ●● (県) ユニセフ協会

会長 ② ◎ ◎ ◎

協力協定細則(最終案)

公益財団法人日本ユニセフ協会(「甲」)は、●●(県)ユニセフ協会(「乙」)との協力協定(「本協定」)に関し、以下のとおり細則(「本細則」)を定めます。

1 本協定書3条2項について

本協定書3条2項にいう、活動の具体的な内容および範囲は以下のとおりとします。

- (1) 「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)に定められた世界の子供の基本的人権 及びユニセフの方針・援助事業に関する広報(報道機関への記事掲載依頼を含む)
- (2) ユニセフが進める開発教育の実践
- (3) ユニセフ活動などの理解促進
- (4) ユニセフ事業のための募金
- (5) 甲が行う募金事業に協力する個人・団体・企業・学校に対する支援およびネットワークづくり
- (6) ユニセフのグリーティングカードおよびグッズの取扱
- (7) 地方自治体および甲と目的を同じくする団体との協働
- (8) その他、ユニセフの目的および甲の目的に沿う活動

2 本協定書3条4項について

本協定書3条4項本文にいう細則は、以下のとおりとします。

乙は、募金活動を行うに当たっては甲の公益財団法人としての免税措置が受けられることを募金協力者に説明し、甲は、その都度、領収書を発行します。ただし、同項のただし書に基づき、乙が当該地域での活動費用などに充当するための寄付金を受ける場合はこの限りではありません。

3 本協定書4条について

本協定書4条1項にいう細則は、以下のとおりとします。

- (1) 乙は、ユニセフの名称等を使用するに当たり、活動の主体が乙であることを明記しなければなりません。但し、乙は、ユニセフまたは甲の写真を使用する場合には、ユニセフまたは甲が著作権者である旨(クレジット)を明記するものとします。
- (2) 乙は、当該地域におけるユニセフ協力活動のために、乙の名称の使用を第三者(本協定書3条3項にいう従たる組織は乙そのものですから第三者には該当しません)に許可する場合には、甲に事前に連絡し、甲の了解を得ることとします。

4 本協定書5条について

本協定書5条にいう細則は、以下のとおりとします。

甲は、乙が行うユニセフ協力活動および運営に要する経費を次の区分に従って支出するもの とし、乙は実費精算するものとします。

(1) 運営費

- (2) 地域普及費
- (3) カード普及費
- (4) 特別事業費

5 本協定書8条1項イについて

本協定書8条1項イに定める要件とは次のとおりとします。

- (1) 事務局長1名を置くこと
- (2) 乙は、その主たる事務所において、担当者(前号の事務局長とは限りません)が一定の時間常時駐在し、かつユニセフ活動への協力意識を持つ個人・団体が立ち寄りやすい開かれた環境を確保していること

岩手県ユニセフ協会規約(案)

第一章 総 則

前 文 岩手県ユニセフ協会は、公益財団法人日本ユニセフ協会と岩手県ユニセフ協会との協力協定に 基づき設立される。

(名 称)

第1条 本会は、岩手県ユニセフ協会と称する。

(事務所)

- 第2条 本会は、主たる事務所を岩手県滝沢村に置く。
 - 2 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、公益財団法人日本ユニセフ協会 (「日本ユニセフ協会」) との協力協定に基づき、岩手県において、日本ユニセフ協会の定款目的を実現することを目的とする。

(活動)

- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - (1) ユニセフのための広報・啓発活動
 - (2) ユニセフへの協力 (募金) 活動
 - (3) 県内支援者、募金協力者、地方自治体、関係団体との協力
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第二章 運 営

(役員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。補欠または増員により選任された役員の 任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - (1) 理事 30名以内
 - (2) 監事 2名以内

(選 任)

- 第6条 理事及び監事は評議員会において選任し、理事の中から互選で次の役職者を選任する。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 専務理事 1名
 - (4)常務理事 若干名

(職 務)

- 第7条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時にはその職務を代行する。
 - 3 専務理事は会長の意を受けて本会の業務を掌理する。

- 4 常務理事は理事会の議決に基づき、必要に応じて本会の業務を掌理する。
- 5 理事は理事会を構成し、本会の業務を議決し、執行する。
- 6 監事は本会の会計及び業務執行状況を監査する。

第三章 理事会

(権能)

- 第8条 会長は毎年2回以上理事会を開催し、この規約に定めるもののほか、以下の事項について決議し、理事会の議長として理事会を運営する。
 - (1) 本会の事業計画と予算案
 - (2) 本会の事業報告と決算
 - (3) 本会の役員選出
 - (4) その他本会の業務に関する重要事項

(定足数)

第9条 理事会は、理事の3分の2以上の出席を要し、委任状をもって代わりとすることができる。

(議 決)

第10条 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第四章 評議員会

(評議員)

- 第11条 本会は評議員20名以上30名以内を置く。
 - 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
 - 3 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠または増員により選任された評議員 の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(評議員会)

- 第12条 評議員会は毎年1回以上開催する。
 - 2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
 - 3 評議員会の議長は、評議会において互選する。

第五章 財産及び会計

(財産の管理)

- 第13条 本会の財産は会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。 (会計年度)
- 第14条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するために事務局を設け、理事会の議決を経て事務局長を置くほか、 積極的にボランティアの参加を得るものとする。

第六章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第16条 この規約は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第17条 本会は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て解散することができ、残余財産については日本ユニセフ協会に寄付するものとする。

第七章 賛 助 会 員

(賛助会員)

- 第18条 本会の主旨に賛同し、支援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。
 - 2 賛助会員は、本会の運営に関し、何らの権利及び義務を有しない。
 - 3 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第八章 補 則

(補 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、 理事長が別に定める。

付則:この規約は2010年 月 日から施行する。

(財) 日本ユニセフ協会岩手県支部規約

前 文 (

(財)日本ユニセフ協会岩手県支部は、ユニセフと(財)日本ユニセフ協会が締結した協力協定および、(財)日本ユニセフ協会県支部規約に基づき設立される。

第1章 総 則

第1条(名称) 本会は(財)日本ユニセフ協会岩手県支部と称する。

第2条(事務所) 本会の事務所は、岩手県滝沢村に設置する。

第3条(目的) 本会は、(財)日本ユニセフ協会の方針と指導の下に、世界の子どもたちの生存・

発達・保護・参加のためにユニセフ協力活動を岩手県において促進することを

目的とする。

第4条(活動) 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. ユニセフの事業に関するアドボカシー(政策提言)・広報活動

2. ユニセフの事業支援のための協力活動

3. 県内会員、募金協力者、地方自治体、関係団体との協力

4. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 運 営

第5条(会員) 本会は、ユニセフの趣旨に賛同する岩手県の(財)日本ユニセフ協会会員によって構成する。

第6条(種類) 本会の会員は次の3種により構成する。

1. 団体会員

2. 一般会員

3. 学生会員

第7条(役員) 本会に次の役員を置き、役員は理事の互選により選出する。

2) 任期は2年とし、再選を妨げない。中途で選任された役員の任期は残任期間とする。

1. 会長 1名

2. 副会長 3 名以内

3. 専務理事 1名

4. 常務理事 若干名

5. 理 事 20名以内

6. 監事 2名

3) 理事および監事は評議員会において選任する。

第8条(役員の任務)会長は本会を代表し、その業務を総理する。

- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。
- 3) 専務理事は会長の意を受けて本会の業務を掌理する。
- 4) 常務理事は理事会の議決に基づき、必要に応じて本会の業務を掌理する。
- 5) 理事は本会の業務を議決し、執行する。
- 6) 監事は財産・会計を監査する。

第9条(理事会) 会長は毎年2回以上理事会を開催する。

- 2) 理事会は次の事を決定する。
- 1. 本会の活動方針と事業計画
- 2. 本会の財政方針と予算
- 3. 本会の役員選出
- 4. その他、本会の業務に関する重要事項
- 3) 理事会は3分の2以上の出席を要し、委任状をもって代わりとすることができる。
- 4) 理事会の議決は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは議長が

決する。

- 第10条(評議員会)本会は理事会の決定により評議員を25名以上40名以内に委嘱する。2) 評議員会は毎年1回以上開催する。
 - 3) 評議員会は理事会の諮問に応ずる、または理事会に進言することができる。
- 第11条(顧問) 本会に顧問を置くことができる。 顧問は理事会が推薦し、会長が委嘱する。

第3章 執 行

第12条(事務局) 本会は日常活動を実施する為に事務局を設ける。

- 1. 事務局長は理事会が任命する。
- 2. ボランティアの参加をできるだけ得るものとする。
- 第13条(会計) 本会の行う広報、募金、グリーティングカード取り扱いに必要な経費及び運営に 要する経費については、(財)日本ユニセフ協会県支部規程および同県支部運 営細則による。
- 第14条(年度) 本会の運営および会計の年度は創立年を除き毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第15条(通則) 本会の運営はこの規約による以外に、(財)日本ユニセフ協会寄付行為及び同県支部規程、同県支部運営細則による。

第4章 附 則

第16条(改廃) 本会の規約の改廃は、理事会の議決によるものとする。

第17条(解散) 本会は理事会において理事の過半数の同意を得なければ、これを解散とすることができない。解散の場合における残余財産は理事会において理事の過半数の同意と(財)日本ユニセフ協会の了解を得てこれを処分する。

第18条(施行期日)この規約は2004年6月30日より施行する。